注記

- 1 重要な会計方針
 - (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としていま

す。

- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・取得原価 取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・ 償却原価法 (定額法)
 - ② 満期保有目的以外の有価証券

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 本町では該当なし
- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年~50年(建物付属設備を含む。)

工作物 9年~60年

物品 2年~21年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法

ソフトウェアについては、本町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内の リース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナン ス・リース取引を除きます。)

・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金本町では該当なし
- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を 計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から三重県市町総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金 本町では該当なし
- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引 (リース期間が1年以内のリース取引及び リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(木曽岬町会計事務規則において、

歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

- (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円 (美術品は 300 万円) 以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準 資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕 費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

なし

3 重要な後発事象

なし

4 偶発債務

なし

- 5 追加情報
 - (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計

土地取得特別会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率-%連結実質赤字比率-%実質公債費比率3.8%将来負担比率-%

- ④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 0百万円
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 18 百万円
- (2) 貸借対照表に係る事項
 - ① 売却可能資産

なし

② 減債基金に係る積立不足額 なし

③ 基金借入金(繰替運用) なし

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 3,587 百万円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模2,062 百万円元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額1 百万円将来負担額4,131 百万円充当可能基金額4,380 百万円特定財源見込額0 百万円地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額130 百万円

- (3) 行政コスト計算書に係る事項なし
- (4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分 固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上して います。
- ② 余剰分(不足分) 純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。
- (5) 資金収支計算書に係る事項
 - ① 基礎的財政収支

収入総額4,264百万円地方債発行収入1,184百万円

繰越金
支出総額
地方債元利償還額
財政調整基金等積立額
基礎的財政収支
101 百万円
102 百万円
12 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	4,264 百万円	4,168 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	3 百万円	3 百万円
繰越金に伴う差額	101 百万円	-
前年度地方自治法 233 条の 2 の規定による基金繰入額	_	80 百万円
資金収支計算書	4,166百万円	4,251 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(土地取得特別会計)の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	60 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	162 百万円
未収債権額の増加 (減少)	2 百万円
減価償却費	△368 百万円
賞与等引当金繰入額(増減額)	2 百万円
徵収不能引当金繰入額(増減額)	△1 百万円
資産除売却益(損)	△38 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△182 百万円

※単位未満を四捨五入して表示しているため、差額と計算結果は一致しません。

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額

300 百万円

⑤ 重要な非資金取引

なし